

# 令和8年度 首都圏ハイエンド市場開拓支援事業 業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、首都圏ハイエンド市場開拓支援事業 業務委託の受託予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために定める。

## 2 業務の概要

- (1) 業務の名称  
令和8年度首都圏ハイエンド市場開拓支援事業業務
- (2) 業務の内容  
令和8年度首都圏ハイエンド市場開拓支援事業業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約の期間  
契約締結の日から令和9年（2027年）3月25日まで
- (4) 予定価格  
8,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）

## 3 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

### 【営業種目】

大分類：「役務」 中分類：「イベント」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

- ・物品・役務電子調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課

(〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314)

## 4 説明会の日時、場所等

説明会は実施しない。

## 5 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の(1)～(3)の書類（以下、企画提案書等という）を作成し、提出すること。なお、1者につき1提案とする。

- (1) 公募型プロポーザル応募申込書 1部

別添（様式1）により提出すること。

(2) 業務全体の企画提案書

- ア 企画提案書の形式は、A4 サイズ（縦書き・横書きは不問）とする。
- イ 企画提案書の頁数は、記載項目内容を含めて 10 頁以内とする（表紙は除く）。
- ウ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう解りやすく表現すること。
- エ 企画提案書には、次の内容を記載すること。
  - (ア) 企画内容の骨子
  - (イ) 具体的な内容（以下の内容を盛り込むこと）
    - a 「ブランドプロデューサー」の候補者氏名、経歴と実績および当事業での活動内容
    - b 高価格帯で販売可能な県内産品と事業者の発掘方法
    - c 首都圏での商品 P R に関する実需者候補者名と効果的な P R 方法
    - d 首都圏実需者等と県内事業者との商談マッチングの場の設定方法
    - e 滋賀県産高品質産品の P R イベントの実施方法
    - f 取組等に係る情報発信について具体的な内容
    - g その他業務全体を通して工夫する点
  - (ウ) 事業実施スケジュール
  - (エ) 業務執行体制
  - (オ) 類似事業の取組実績（有る場合のみ記載）

(3) 概算価格

概算価格には、令和 8 年度 首都圏ハイエンド市場開拓支援事業業務委託仕様書に掲げる業務について、着手から納品まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。

なお、当該仕様書 2、(1) (2) (3) (4) (5) (6) に要する経費は分けて記載すること。また、消費税および地方消費税額を明示すること。

(4) 提出部数

企画提案書および概算価格の提出部数は、正本 1 部、副本 5 部とする。正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

副本 5 部には、審査の公正を期すため、企画提案書には会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。なお、業務実施に係る体制図には、参加者を「当社」と記載すること。

(5) その他

社会政策推進に配慮した入札等実施要領第 2 の(1)「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合は、同登録証の写し、(2)次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定通知書の写し、(3)高年齢者就業確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署の

届け出をしている場合は、労使協定または就業規則の該当箇所の写し、(4) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し、障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書、「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写しを添付すること (5) 滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写しを添付すること(6)環境マネジメントシステムのうち、①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証を受けている場合は審査登録機関(公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)等)による証明書の写し、②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録を受けている場合はその写し、③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録を受けている場合はその写し、④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証を受けている場合はその写しを添付すること。

## 6 企画提案書等に関する質問および回答

### (1) 質問受付期限

令和8年(2026年)4月16日(木曜日)12:00まで受け付ける。

### (2) 質問方法

別添(様式2)の「質問票」により電子メールのみで受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けることができない。なお、質問票を送信した者は、その旨を必ず電話で連絡すること。

### (3) 質問に対する回答

「質問票」で受け付けた質問を全てまとめて、令和8年(2026年)4月20日(月曜日)を目途に滋賀県公式サイト内にある「ここ滋賀」のページにて掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/cocoshiga/>

## 7 企画提案書等の提出期限

令和8年(2026年)4月22日(水曜日)15時00分までに下記の12に示す問い合わせ先まで持参または郵送すること。

### (1) 持参の場合

土曜日および日曜日を除く、9時から17時までとする。

### (2) 郵送の場合

簡易書留郵便によることとし、4月22日(水曜日)15時00分必着とする。また、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

## 8 審査

### (1) 審査方法

提出のあった企画提案書等について、書類審査およびプレゼンテーション審査において、滋賀県ここ滋賀（以下、「当所」という）が設定した基準に基づいて公平かつ厳正に審査を実施し、契約予定者を選定する。

#### ア 書類審査

提出されたすべての提案について、3に掲げる参加資格について確認を行うとともに、5に掲げる提出書類の規定への適合について審査を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者をプレゼンテーション審査会への参加候補から除外する。

上記の結果、プレゼンテーション審査参加候補事業者が3事業者を超える場合は、審査員3名により、プレゼンテーション審査の審査方法に準じて企画内容を書類審査し、点数の高い順に3事業者までをプレゼンテーション審査参加候補とする。

#### イ プレゼンテーション審査

(ア) 設置：3名の当所および関係課の委員をもって設置する。

日程：令和8年（2026年）4月28日（火）（予定）

場所：滋賀県東京本部

（東京都千代田区平河町2丁目6-3 都道府県会館8階）会議室

※詳細な時間や場所等は、参加事業者に別途通知する。

(イ) 審査基準

各審査委員は、下表の審査内容の各項目①～⑦について、「5・4・3・2・1」の絶対評価で評価し、点数をつける（5：特に優れている、4：優れている、3：良い、2：可、1：不適格）。なお、項目①～②は評価点を4倍、項目③～⑦は評価点を2倍の重みづけを行うものとする。項目⑥～⑫については、企画提案書等の提出期限の日において、下記の評価内容を満たし、その確認書類が提出されている場合、各項目につき1点を各審査委員の合計点数に加点する。

また、項目⑬を満たす場合は5点を加点するものとする。

審査委員の採点（項目①～⑦）および項目⑧～⑬の加点分を集計し、予定価格の制限の範囲内において、総合点数の最も高いものを当該事業の契約予定者として選定する。ただし、審査委員の総合点数が50点未満の場合は、契約予定者とししない。

項目	審査の視点	配点
企画内容	① 実需者とのパイプ役を担う「ブランドプロデューサー」は、十分な経歴と実績があり、活動内容は適当であるか	20
	② 滋賀県産高品質産品を供給できる事業者を発掘できる内容・方法が提案されているか	20
	③ 滋賀県産高品質産品を実需者とマッチングできる内容が提案されているか	10

	④ 首都圏での商品マッチングに関する商品・実需者候補者は妥当か	10
	⑤ 首都圏での商品 PR 実施について、業務の趣旨に合致した効果的な内容・方法が提案されているか	10
	⑥ 情報発信について効果的な内容・方法が提案されているか	10
価格 妥当性	⑦ 経費の削減に配慮されているなど、価格が妥当な内容かどうか 予定価格の 80%未満 …評価点の満点 予定価格の 80%以上 85%未満…評価点の満点の 80%の点 予定価格の 85%以上 90%未満…評価点の満点の 60%の点 予定価格の 90%以上 95%未満…評価点の満点の 40%の点 予定価格の 95%以上 …評価点の満点の 10%の点	10
	⑧ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1
	⑨ 高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出をしているか	1
	⑩ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。 ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1
	⑪ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	⑫ 環境マネジメントシステムのうち、5の(5)に掲げるいずれかの認証・登録を受けているか。(社会政策推進(6))	1
	⑬ 県内に本店を有する事業者であるか	5
	合計	100

(2) 審査結果

書類審査および審査会での審査結果は、企画提案書の提出にあった事業者全員に文書で通知する。

(3) その他

契約予定者に選定されなかった者は、通知を受けた日から起算して7日以内に書面(任意の様式)により、当所に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

当所は、説明を求める書面を受け取った日から起算して7日以内に当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

## 9 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容をふまえ、当所と詳細な協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。

なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

また、契約予定者が年度途中で業務を遂行することができなくなった場合、あるいは業務を行う能力がないと認められた場合は、次点以降の者から順次、本業務を委託する場合がある。

## 10 失格

次の各号に該当した場合は、企画提案書は無効とするので留意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

## 11 その他

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 企画提案書等、提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な要件をすべて満たしていない場合は失格となる場合がある。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (4) 公募型プロポーザルに要する経費は、全て各事業者負担とする。
- (5) 企画を採用した場合でも、双方の協議の上、その内容を変更することがある。
- (6) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- (7) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 受託者は、委託者から業務途中の報告を求められた場合は、速やかに県に報告を行うものとする。
- (9) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。

## 12 問い合わせ先

滋賀県 ここ滋賀（担当：中島）

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 8 階

TEL:03-6225-2951 メール:cocoshiga@pref.shiga.lg.jp